

個人識別符号を規定する趣旨及びゲノム解析結果の個人情報保護法上の整理

1 情報通信技術の進展に伴う個人情報該当性の明確化及びゲノム解析結果の個人情報該当性

(1) 個人識別符号を定めた趣旨

情報通信技術の進展に伴い、個人情報該当性判断が困難な「グレーゾーン(特定の個人を識別することができるものであるのかの曖昧さ)」が拡大。個人識別符号を設け、客観的に該当性判断をなし得ることとし、その判断を容易なものとする。

(2) ゲノム取扱い環境の著しい変化

ゲノムは、個人情報保護法制定から12年を経て、例えば、①取扱いの主体が、学術研究機関のみならず、企業にまで広がっており、ビジネス・ユースが行われていること、②遺伝子解析について、技術的な進展が見られ、また、解析によって得られた結果による治療法の確立や、診療行為に生かす等されていることが認められる。また、③捜査等の刑事分野、生体認証等での取扱いもあり、特定個人の識別のための活用がなされている。

(3) 小括

個人情報保護法は、「個人情報」を、社会通念上、特定の個人を識別することができるものであるか否かという基準で判断する(それぞれの情報類型について、そのすべてが確実に科学技術的な厳密性をもって特定の個人を識別できていることを保護対象で要求するものではない)。

そして、社会通念とは、技術の進展や社会実態の変化によって変容するものであって、(2)の通り、技術力の向上、社会における取扱い実態に鑑み、個人情報に該当するものと整理することが妥当。

2 国・地域を超えた個人情報の流通に伴う国際整合性の担保

(1) 国際整合性担保の要請及び国際機関等におけるゲノムの位置づけ等について

国・地域を超えた個人情報の取扱いが一般的となった現在、国際的に整合性のとれた個人情報保護法制が求められており、各国毎の政策判断が尊重される場所ではあるが、同一の情報については、同一の保護水準が保たれることが望ましい。

OECD: プライバシーガイドライン(OECD Guidelines governing the protection of privacy and transborder flows of personal data)では、個人データの定義を列挙形式としておらず、ゲノム解析結果の該当性は解釈に委ねられているところ、ゲノム解析結果及びその試料の取扱いについてのガイドライン(OECD Guidelines on Human Biobanks and Genetic Research Databases(2009))では、バイオバンク等の利用者に対し、遺伝情報を含む個人情報を保護することが求められており、遺伝子型データは個人を識別し得る情報であるとされる。

EU: EUデータ保護指令は、解釈上ゲノム解析結果を個人データであると示している(29条作業部会 Working document on biometrics)ところ、同指令を踏まえてEU加盟各国に適用されるEUデータ保護規則案(現在制定に向けて(欧州委員会・欧州議会・欧州連合理事会の交渉(トライアログ))において検討中)では、個人データについて対象を縮小することなく、定義規定において「遺伝学的・・・識別・・・固有の・・・要素の参照により識別できる者」に関するあらゆるデータを個人データとしていることから(第4条第2号)、ゲノム情報は引き続きこれに該当するものと考えられる。

2 国・地域を超えた個人情報の流通に伴う国際整合性の担保(続き)

(2) 小括

我が国の加盟するOECDにおける見解と、我が国における法令との間で不整合が生じることについては、慎重な判断をせざるを得ないところ。また、EUとの関係では、保護対象に不整合があれば、EUデータ保護指令の下での我が国の十分性認定(我が国の事業者が、EU加盟国域内から越境する個人情報について、その移転をシームレスにするためのもの)において問題点として指摘され得ることから、EU加盟国との間のデータ移転について、不利益を被るおそれがある。

諸外国とゲノム解析データを共有するためには、個人情報(個人識別符号)として明確化して、保護対象の整合性を図ることが妥当。

3 まとめ

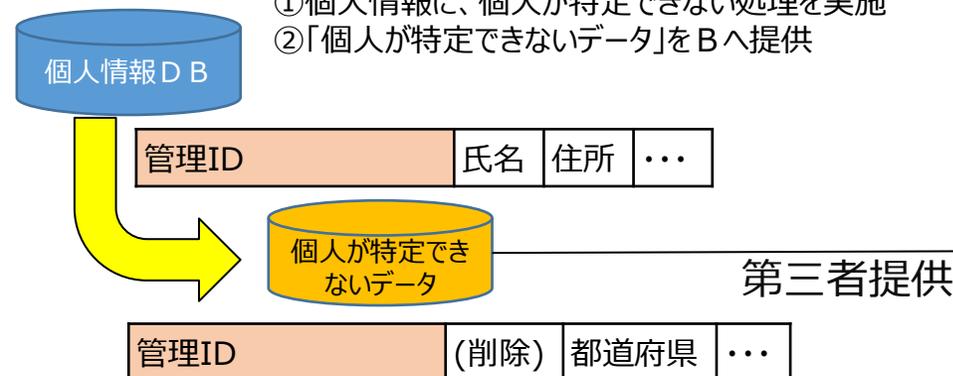
以上より、ゲノム情報については、個人識別符号として明確化することとする。ただし、ゲノムの解析結果について、ある部位の解析結果は個人の特定に結びつかないことも考えられるところであり、そのような論拠があれば、その部分については個人情報に該当しないことをガイドライン等によって明らかとすることは考えられる。

【参考】第三者提供における個人情報該当性判断の基準(容易照合性に関する提供元基準について)

<提供元基準と提供先基準>

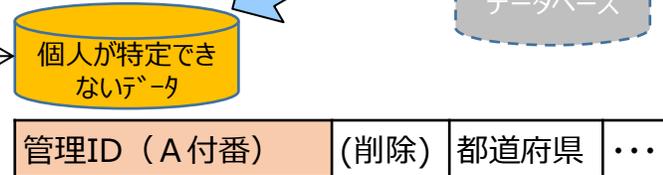
A (提供元)

- ①個人情報に、個人が特定できない処理を実施
- ②「個人が特定できないデータ」をBへ提供



B (提供先)

個人を特定可能かは
Bの事情による。



【論点】

個人情報の一部を切り離れたものが個人情報であるか否かについては、提供元においては管理IDを連携させれば氏名その他の情報と共に取扱いが行われ得るものの、提供先においては照合ができない。第三者提供を行おうとする情報について「容易照合性(§2I かつこ書)」の判断基準は提供元A・提供先Bのいずれであるか。

【対応】

「容易照合性」の有無は、提供元の事情を以て判断される。

(理由)

提供元が提供先の事情を把握することとし、本人同意の要否が左右されることは、本人保護の観点から安定性を欠く。

個人情報保護法の改正概要

平成27年12月

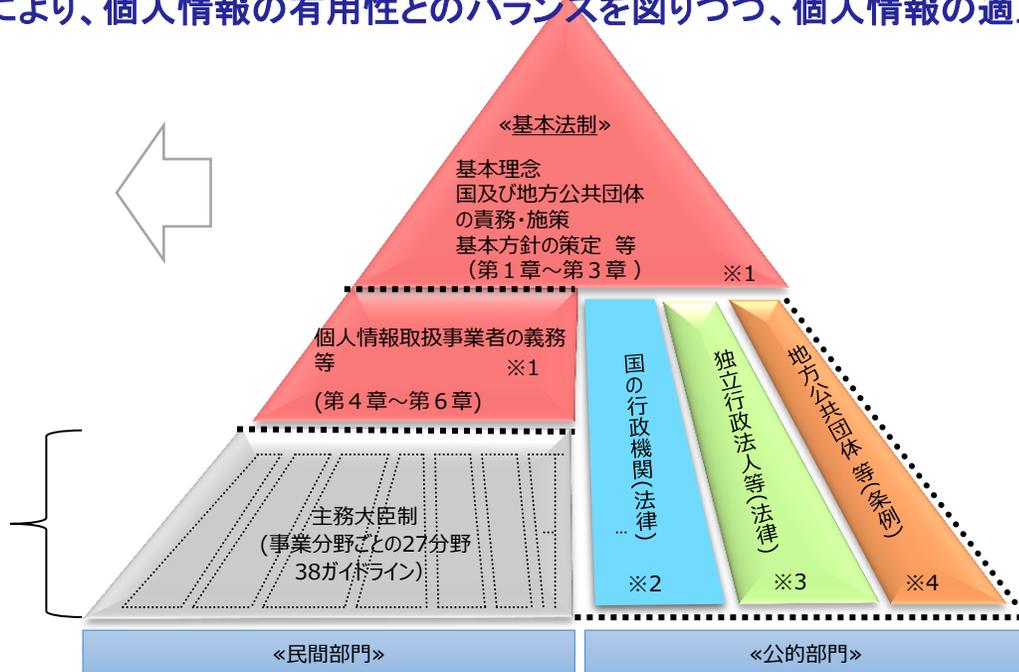
内閣官房IT総合戦略室

1. 個人情報保護法等の体系

個人情報保護法は、個人の権利利益の保護を目的とするものであって、個人情報を取り扱う事業者の取得・利用・提供等その一切の行為について遵守すべき義務及び行政の監視・監督権限を定めること等により、個人情報の有用性ととのバランスを図りつつ、個人情報の適正な取扱いを確保するものである。

個人情報保護法（右図赤色）は、①官民を通じた個人情報の取扱いに関する基本理念等を定めた部分と、②民間の事業者における個人情報の取扱いのルールを定めた部分から構成されている。

現行の個人情報保護法では、事業等を所管する各省庁が、27分野・38のガイドライン（平成27年9月1日現在）を策定し、所管の事業分野の事業者を監督。



- ※1 個人情報の保護に関する法律
- ※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

国の行政機関や地方公共団体等における個人情報の取扱いのルールは、上記※2～4の法律及び条例で定められている。

分野	所管省庁	分野	所管省庁	分野	所管省庁	分野	所管省庁
医療（一般）	厚生労働省	放送	総務省	雇用管理（一般）	厚生労働省	福祉	厚生労働省
医療（研究）	文部科学省	郵便	総務省	雇用管理（船員）	国土交通省	国土交通	国土交通省
	厚生労働省			職業紹介等（一般）	厚生労働省	環境	環境省
	経済産業省	職業紹介等（船員）	国土交通省	防衛	防衛省		
金融	金融庁	警察	国家公安委員会	労働者派遣（一般）	厚生労働省		
		法務	法務省	労働者派遣（船員）	国土交通省		
信用	経済産業省	外務	外務省	労働組合	厚生労働省		
電気通信	総務省	財務	財務省	企業年金	厚生労働省		
		文部科学	文部科学省	農林水産	農林水産省		

2. 個人情報保護法の改正概要

個人情報保護法

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

- 個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

番号利用法

特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正

- 金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充
⇒預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

背景

- 情報通信技術の進展により、膨大なパーソナルデータが収集・分析される、ビッグデータ時代が到来。
- 他方、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ（グレーゾーン）のために、企業は利活用を躊躇。（例：大手交通系企業のデータ提供）
- また、いわゆる名簿屋問題（例：大手教育出版系企業の個人情報大量流出）により、個人情報の取り扱いについて一般国民の懸念も増大。

対応

- 個人情報の定義を明確化することによりグレーゾーンを解決し、また、誰の情報か分からないように加工された「匿名加工情報」について、企業の自由な利活用を認めることにより経済を活性化。
- 他方、いわゆる名簿屋問題対策として、必要に応じて個人情報の流通経路を辿ることができるようにし、また、不正に個人情報を提供した場合の罰則を設け、不正な個人情報の流通を抑止。

2. 個人情報保護法の改正概要

個人情報保護法の改正のポイント

1. 個人情報の定義の明確化

- ・個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当）
- ・要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備

3. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

- ・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

5. 個人情報の取扱いのグローバル化

- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

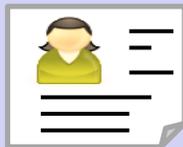
6. その他改正事項

- ・本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化
- ・利用目的の変更を可能とする規定の整備
- ・取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

3. 個人識別符号 (第2条第1・2項)



本人



特定の個人の身体的特徴を変換したものの等は特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として明確化するため、個人識別符号として政令で定める。



事業者

取得

個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**

他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの

<例>

氏名

住所

生年月日

個人情報の定義の明確化

次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち政令で定めるものが含まれるもの

特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

<例>



指紋認識データ



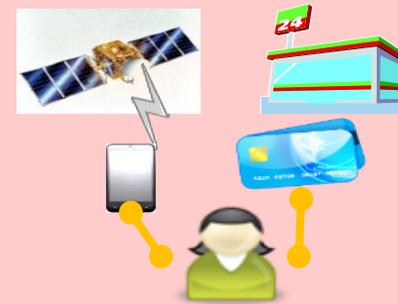
顔認識データ



旅券番号



免許証番号



個人情報と紐づく
移動履歴や購買履歴



事業者
(受領)

個人情報

第三者提供

- ・第三者提供の同意
- ・オプトアウト手続
- ・共同利用
- ・委託

1 「特定の個人を識別することができるもの」とは何か？

個人情報保護法は、「特定の個人を識別することができるもの」を個人情報と定義し、利用目的の特定、安全管理措置等、取扱いについて一定の規律を設けている。

「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至り得ることをいう。

氏名、生年月日、性別、住所が一つのデータとされている場合のみならず、顔画像のように、別の画像を本人と対照して具体的な人物を同定できるものは、個人情報である。

また、氏名、連絡先等の情報が付加されていることは必須ではない。

2 「個人識別符号」について

個人識別符号は、特定の個人を識別できると認められる情報を政令で定めるものであり、これによって個人情報の該当性判断の客観化・容易化を図っている。

「特定の個人を識別することができるもの」であるかの判断要素として、国会審議においては、①個人と情報との結び付きの程度(一意性等)②可変性の程度(情報が存在する期間や変更の容易さ等)③本人到達性が示され、これを総合判断して個人識別符号を政令で定めることとしている。

一号個人識別符号には、指紋や顔の特徴をコンピュータで扱うためにデジタル化したもの等が該当する。これらは、個人に固有のものであって、かつ、終生不変のものであり、いったん取得されれば、別の機会・場所で同一人物から取得された情報であっても、照合してほぼ確実に同定ができるものである。

3 個人情報保護法における遺伝情報の位置づけ

遺伝情報は、およそ唯一無二、終生不変のものであって、指紋等と同じく「特定の個人を識別することができるもの」であり、個人識別符号に該当すると考えられる。ただし、個人識別符号といえるものが遺伝情報の一部か全部か等、どのような遺伝情報であれば「特定の個人を識別することができるもの」であるかは、解析技術や利用態様等、科学技術の発展が目覚ましい分野であることから、科学的な観点を反映させる必要があると考えられる。

4. 要配慮個人情報(第2条第3項)

(定義)

第二条

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。



本人

<例> 人種、信条、社会的身分、病歴、
犯罪の経歴、犯罪被害情報



事業者

個人情報

要配慮個人情報

不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いについて特に配慮を要する記述等

本人同意を得ない取得を原則禁止



事業者
(受領)

個人情報

要配慮個人情報

あらかじめ本人同意を必要としない第三者提供の特例(オプトアウト手続※)から除外



※ あらかじめ第三者提供することや、本人の求めに応じて提供を停止することなどを通知等している場合、本人の同意に代えることができる。これをオプトアウト手続という(法第23条第2項)。

○ 要配慮個人情報とは

○要配慮個人情報は、人種、信条、社会的身分、病歴等、その取扱いによって差別や偏見、その他の不利益が生じるおそれがあるため、特に慎重な取扱いが求められる個人情報を類型化したもの。

○ 要配慮個人情報に関する規定を設けた理由・背景

○改正前の個人情報保護法では、「個人情報」に当たる情報の取扱いは一律に同じルールを定め、その内容や性質によってルールを分けることはしていなかった。しかしながら、国内の多くの条例や各省の定めるガイドラインにおいては、一定の個人情報について特別の取扱いが定められている。

○慎重な取扱いを要する個人情報を類型化した上、本人同意を得ない取得を原則として禁止し、本人の意図しないところでの第三者に提供されないようにするため、特別の規律を設けた。

○日本において、要配慮個人情報に関する特別の規律が法律上設けられていないことは、E Uから日本の個人情報に係る制度が十分な水準であるとの認定（十分性認定）を得るに当たって、障壁の一つになるものと考えられる。また、E U以外の国でも、特別の規律を設けている例が多く、国際的にも整合性のとれた規律とすることにより、諸外国から日本への個人情報の円滑な移転が可能となる。

○ 要配慮個人情報になると・・・

○取得にあたっては、原則として本人の同意を得ることが必要。これは本人の意図しないところで、本人に関する情報が取得され、それにより本人が差別的な取扱いを受けることを防止するため。

○本人が明確に認識できないうちに個人情報が第三者へ提供されるおそれがあるため、特に慎重な取扱いが求められる要配慮個人情報はオプトアウト手続きによる第三者提供を認めていない。

○これ以外は他の個人情報と同じ取扱いとなるため、関連性を有する範囲内で利用目的を変更したり、匿名加工情報へ加工し第三者へ提供したりすることが可能。

○ 遺伝情報の諸外国での取扱い状況

○E Uデータ保護規則案（2015年欧州理事会版）、オーストラリア、韓国においてセンシティブデータとして規定。

5. 適用除外規定(学術研究の用に供する目的)

○ 適用除外

- ・ この規定については、改正前、改正後も同じ取扱い（改正せず）

(適用除外)

第七十六条 個人情報取扱事業者等のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報等を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、第四章の規定は、適用しない。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的
- 二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
- 四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

6. 個人情報保護法の改正前後の比較

	改正前	改正後
定義	<p>【個人情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 	<p>【個人情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含む）又は以下①若しくは②の個人識別符号が含まれるもの ① <u>特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号</u> ② <u>対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号</u> <p>【要配慮個人情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害の事実等、その取扱いによっては差別や偏見を生じるおそれがあるため、特に慎重な取扱いが求められる記述等を含む個人情報</u>
匿名加工情報	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<p>【匿名加工情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>個人情報に適正な加工を施し、特定の個人を識別できず・復元できないようにした情報</u>
利用目的の特定・変更 (第15条、16条)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできるだけ特定しなければならない。 ・利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。 ・原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 ・利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と<u>関連性を有すると合理的に認められる範囲</u>を超えて行ってはならない。 ・同左

6. 個人情報保護法の改正前後の比較

	改正前	改正後
利用目的の通知等（第18条）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を取得するに当たっては、取得前にあらかじめ利用目的を公表し、又は、取得した時は、速やかに、本人へ利用目的を通知し若しくは公表しなければならない。本人から直接書面で取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。 ・利用目的を変更した場合は、変更された目的を本人に通知し又は公表しなければならない。 ・なお、取得の状況からみて利用目的が明らかな場合等の一定の場合にはこれらの利用目的の通知又は公表は必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
適正な取得（第17条）	<ul style="list-style-type: none"> ・偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはならない。 ・<u>要配慮個人情報を取得する時には、必ず本人の同意をとらなければならない。</u>
データ内容の正確性の確保（第19条）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データは正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データは正確かつ最新の内容に保つとともに、<u>利用する必要がなくなったときは個人データを消去するよう努めなければならない。</u>
安全管理措置（第20条）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データの漏えいや滅失を防ぐため、安全管理のための必要かつ適切な技術的・組織的な措置をとらなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
従業者・委託先の監督（第21条、第22条）	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者や委託先においても安全に個人データが管理されるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
第三者提供（第23条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく場合等の一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左

6. 個人情報保護法の改正前後の比較

	改正前	改正後
第三者提供 (第23条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、本人の求めを受け付ける方法等の一定の事項を本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合には、本人の同意を得ないで、当該個人データを第三者に提供することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、あらかじめ、本人の求めを受け付ける方法等の一定の事項を本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、<u>個人情報保護委員会に届け出たときは、本人の同意を得ないで、当該個人データを第三者に提供することができる(要配慮個人情報を除く。)</u>。 <u>個人情報保護委員会は、届け出られた内容を公表。</u>
外国への第三者提供(新第24条)	<ul style="list-style-type: none"> なし (第三者提供の制限(第23条)が国内外問わず適用。) 	<ul style="list-style-type: none"> <u>個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している外国の第三者、個人情報保護委員会が認めた国にある外国の第三者の場合、第23条に基づき、個人データを当該外国の第三者へ提供することが可能。</u> <u>上記ではない場合、第24条に基づき、本人の同意を得て、個人データを外国の第三者へ提供することが可能(第23条は適用されない。)</u>。
第三者提供に係る確認・記録作成義務等 (新第25条及び第26条)	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> <u>個人データを第三者に提供したときは、提供年月日、第三者の氏名・名称等の一定の事項を記録し、一定の期間その記録を保存しなければならない。</u> <u>個人データを第三者から提供を受けるときは、第三者の氏名・名称等、当該第三者がその個人データを取得した経緯について確認するとともに、受領年月日、確認した事項等の一定の事項を記録し、一定の期間その記録を保存しなければならない。</u>
行政監督権限 (第32条～第34条、新第40条～第42条)	主務大臣制	個人情報保護委員会へ一元化